

## 陳情の取り扱いと審査結果

今回、取り扱った陳情は、令和5年第3回定例会の招集告示日から令和5年第4回定例会の招集告示日まで提出され、受理した陳情が対象です。

取り扱いについては、各派交渉会で決定され、下記のとおりとなりました。

陳情番号	受付年月日	陳情名	審査方法	審査結果
13	R5.10.17	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情	総務委員会へ送付	不採択
14	R5.10.17	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情	福祉委員会へ送付	不採択
15	R5.10.17	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情	市民文教委員会へ送付	不採択
16	R5.10.17	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情	各派交渉会にて「聞きおく」と決定	——
17	R5.11.2	「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める陳情	各派交渉会にて「聞きおく」と決定	——

※ 審査方法の欄の「聞きおく」について、豊川市議会では議会運営委員会の申し合わせにより、国・県等に意見書の提出を求める陳情や国・県等に権限があり、国・県等に対応が委ねられている事項について議決を求める陳情については、各派交渉会等で「聞きおく」として、定例会中の常任委員会等での審査は行わないとしています。

全議員には、その写しを配付し、各会派が陳情内容により意見書や決議の発議が必要と判断した場合は、定例会の中日の前日までに、案を添えて議長に申し出ることになっています。

今期定例会においては、陳情第17号について、意見書提出の申し出がありましたので、各派交渉会において協議を行った結果、意見書の提出は見送ることとなりました。